

令和 5 年 5 月

所沢市立椿峰小学校

P T A 規約・要領



卒業まで大切に保管して下さい

所沢市立 椿峰小学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

第 1 条（会の名称及び事務所）

この会は、所沢市立椿峰小学校 P T A とし、事務所は椿峰小学校（所沢市小手指南 5 丁目 2 0 番地の 1）に置く。

第 2 条（目的）

この会は、父母・教職員が協力して、家庭と、学校と社会における健全な児童の育成をはかるとともに、会員の教養と親和を深めることを目的とする。

第 3 条（性格）

この会は、憲法と教育基本法に基づいて民主的に組織され、運営される団体であり、他から支配されたり干渉を受けたりしない。

第 4 条（活動）

この会は、第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校と家庭との連絡や親睦を深める。
2. 地域や学校の環境をよくするための活動をする。
3. 国及び地方公共団体に対して、学校教育並びに社会教育の充実に働きかける。
4. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
5. その他、この会の目的を達成するために必要な活動をする。

第 5 条（会員）

1. この会の会員は、椿峰小学校に在籍する児童の父母又は、これに代わる保護者と同校に勤務する教職員とする。
2. 会員は、入会届けを提出し、会費を納める。
3. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 2 章 組 織

第 6 条（組織構成）

この会に次の組織を置く。

- ・ 総会
- ・ 運営委員会
- ・ 学年会、学年委員会
- ・ 地区会、地区委員会、校外委員会
- ・ 広報委員会
- ・ 教養委員会
- ・ 役員会

第 7 条（総会）

総会は全会員を以て構成され、この会の最高議決機関とする。

1. 定期総会は、年度初めに会長が招集する。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は全会員の 1/5 以上の要求があったとき、開かなければならない。

第 8 条（議長及び成立並びに議決の方法）

- ・ 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- ・ 総会は全会員の 1/2 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- ・ 議決は、出席者の過半数で決め、賛否同数の時は議長がこれを決める。

第 9 条（議決事項）

総会は次の事項を議決する。

1. 活動報告・決算報告とその承認
2. 役員承認
3. 年度計画と予算の承認
4. 規約の改定
5. その他、この会の重要事項

第 10 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、会の運営にあたる。
2. 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。又、構成員の 1/4 以上の要求があった時、開かなければならない。

第11条（運営委員会の構成）

運営委員会は、次の者で構成する。

1. 会長・副会長・書記・会計
2. 各学年正・副委員長
3. 各地区委員長
4. 広報委員正・副委員長
5. 教養委員正・副委員長

第12条（運営委員会の任務）

運営委員会は、次の任務を執行する。

1. 総会に提出する議案書を作成する。
 2. 各委員会の提出する計画を検討し調整する。
 3. 緊急事項について審議し、決定する。なお、運営委員会での決定事項は総会の承認を得るものとする。
 4. 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。議決は、出席者の過半数以上とする。構成員は、議決案がある場合は必ず出席する事とし、代理出席する場合は、事前に本部役員に伝える。
- ・ 本部役員は、次回の運営委員会に於いて議決権の行使を伴う採決の発生が予想、もしくは予定される場合は、その旨を事前に各委員に連絡する。

第13条（学年会・学年委員会・学年委員全体会）

1. 学年会は、その学年の父母と教員によって構成され、学年活動を行う。
2. 学年会に、学年委員2名を置く。
3. 学年委員会は、学年ごとに学年委員と教員によって構成する。
4. 学年委員会は、学年委員の互選により、正・副委員長を選出する。
5. 学年委員全体会は、必要に応じて開くことができる。

第14条（地区会・地区委員会・校外委員会）

1. 学区内の地域をいくつかの支部に編成し、その中に通学班単位の地区会を置く。
2. 地区会に地区委員を置く。原則として通学班班長の親とする。
3. 各支部ごとに、必要に応じて地区委員会を開く。
4. 地区委員会は、地区委員の互選により、地区委員長1名・副地区委員長1名以上を選出し、校外委員会を構成する。
5. 校外委員会は、地区委員長の互選により、委員長1名・副委員長2名を選出する。

第15条（広報委員会）

1. 広報委員会は、PTA広報紙を発行する。
2. 広報委員は、教員1名と各学年から2名選出し、委員の互選により正・副委員長2名を選出する。
3. 1学年保護者は広報委員を免除する。

第16条（教養委員会）

1. 教養委員会は、家庭教育学級の活動を行う。
2. 教養委員は、教員1名と各学年から3名選出し、委員の互選により正・副委員長2名を選出する。
3. 1学年保護者は教養委員を免除する。

第17条（役員会）

第18条に規定する役員をもって構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。

第 3 章 役 員

第 18 条（役員）

この会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名（P1）
2. 副会長 3名（P2、T1）
3. 書記 2名（P2）
4. 会計 3名（P2、T1）

第 19 条（役員を選出）

役員は、全会員の中より別に定める選出要領により選出する。

第 20 条（役員任期）

1. 父母選出の役員任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
2. 教員の役員任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

第 21 条（役員任務）

- ・ 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- ・ 書記は、総会・運営委員会の活動に関する重要事項を記録し、又書類を保管し、会の庶務を行う。
- ・ 会計は、この会の会計を処理する。

第 22 条（会計監査委員）

この会に、会計監査委員を2名（P1、T1）置く。

第 23 条（会計監査委員選出）

会計監査委員は、全会員の中より別に定める選出要領により選出する。

第 24 条（会計監査委員任期）

会計監査委員任期は1年とする。

第 25 条（会計監査委員任務）

- ・ 会計監査委員は、この会の会計を監査し、これを総会に報告する。
- ・ 会計監査委員は、必要に応じて全ての委員会に出席し、意見を述べるができるが、議決権はない。

第 4 章 会 計

第30条（会の運営費）

この会の運営費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第31条（会費規定）

会費の額は、総会の議決を経て決める。

1. 1会員は1世帯とする。
2. 転入の場合は、その月より月割換算とする。転出の場合、転出した翌月より月割換算して返金する。
3. 会費は、指定日に金融機関の口座より引き落としとする。

第32条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日で終わる。

第 5 章 個人情報の取り扱い

第33条（利用目的）

この会は、取得した個人情報を次の目的で使用する。

1. 会費の納入管理のため
2. 総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）、および各イベント等への参加者の確認のため
3. 活動の企画・検討・連絡調整のため
4. 役員・委員等の選考・選出のため

第34条（取得）

この会は、次の個人情報を第33条に定めた利用目的を示した上で、PTA会員より取得する。

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号
4. メールアドレス
5. その他必要とするもので同意を得た事項等

第35条（保管）

この会が取得した個人情報は、この会が適正に管理する。

第36条（取り扱い）

この会は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。

第37条（提供）

この会は、第33条に定めた利用目的で本人の同意を得た上で、取得した個人情報をPTA活動に関係する団体へ提供する。

それ以外の第三者に対しては、提供しない。

第38条（破棄）

この会は、所有している個人情報について利用する必要が無くなった時は、遅滞なく破棄するものとする。破棄にあたっては、第三者が読み取れないよう破碎等の処置を施す。

第 6 章 付 則

第 39 条（学校長）

学校長は、この会と学校運営についての調整を行い、全ての会議に参加することができる。

第 40 条（特別委員会）

- ・ この会は、会長が必要と認めた時、運営委員会の承認を受けて設置する。
- ・ この会の委員長は、運営委員会に答申しなければならない。

第 41 条（会員の委員会への出席）

- ・ 会員は、全ての委員会を傍聴できる。
- ・ 会員は、全ての委員会に意見書を提出することができる。
- ・ 会員は、議長が必要と認めた時、委員会に出席し意見を述べるができる。

第 42 条（規約の改定）

この規約を改定するには、総会において出席者の 2 / 3 以上の同意を得なければならない。

第 43 条（規約の施行）

この会の規約は、昭和 59 年 4 月 28 日より施行する。

椿峰小学校PTA規約改定履歴

- ※ 平成2年5月19日 一部改定
改定箇所 第6条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条
- ※ 平成4年5月16日 一部改定
改定箇所 会計監査委員選出規定
- ※ 平成5年5月15日 一部改定
改定箇所 役員選出規定
- ※ 平成11年5月15日 一部改定
改定箇所 第10条の1、第11条の4、第12条の3、4.[追記]
第13条の1、3、第15条の2、第16条の2、第20条の2、
第27条、組織図（＊）
- ※ 平成13年5月11日 一部改定
改定箇所 組織図（＊）
- ※ 平成16年5月14日 一部改定
改定箇所 第27条の2、3、[追記]
- ※ 平成18年5月12日 一部改定
改定箇所 第11条（運営委員会の構成）に追記
第12条（運営委員会の任務）の議決権についての事項の改定
第19条の記述修正、及び【役員及び会計監査委員選出規定】の要領化
規約第27条（会費規定）の2の改定
- ※ 平成19年5月11日 一部改定
改定箇所 第13条の2、第23条（＊）組織図はしおりへ移行
- ※ 平成20年5月9日 一部改定 改定箇所第16条
- ※ 平成22年5月14日 一部改定
改定箇所 第1条（会の名称及び事務所）に追記
- ※ 平成29年5月19日 一部改定 改定箇所 第16条
- ※ 平成30年5月11日 一部改定
改定箇所 第5章 個人情報の取り扱い 追記
- ※ 令和2年6月26日 一部改定
改定箇所 第6条、第13条、第15条、第16条
各委員選出人数・学年委員呼称の改定
第26条、第27条、第28条、第29条
選挙管理委員の発足を追記
- ※ 令和4年5月13日 一部改定
改定箇所 第2章 第14条（地区会・地区委員会・校外委員会）の4
- ※ 令和5年5月10日 一部改定
改定箇所 第13条2、第15条3[追記]、第16条の3[追記]、第20条1
第26条～第29条 選挙管理委員についての記述[削除]

所沢市立 椿峰小学校 P T A 要領

【椿峰小学校 P T A 慶弔規定】

この規定は、会員に關係ある慶弔が生じた場合、次によって、慶弔の意を表し、会員相互の親睦をはかることを目的とする。

1. 会員に関する次のものが死亡したときは、次の基準で弔意を表す。

会員（保護者・教員） 5,000 円

児童 5,000 円

2. 会員・児童が P T A 活動中の事故により 1 週間以上入院する時は 3,000 円の見舞金をおくる。
3. 児童が傷病等により 1 ヶ月以上入院するときは、3,000 円の見舞金をおくる。
4. その他慶弔の必要を生じた場合、また会長が必要と認めた場合は、そのつど協議する。
5. この規定を改定するには、総会に於いて出席者の 2 / 3 以上の同意を得なければならない。

【役員及び会計監査委員選出要領】

規約第 19 条・第 23 条に基づく役員（本部）及び会計監査委員の選出は以下の通りとする。

1. 1 年から 5 年までの各学年よりクラス数以上の役員候補者を学年の代表者として選出する。
2. 学年の代表者による互選により、最終的な次期役員の役職候補者を決定する。
3. 当期の運営委員会は、会長・副会長・書記・会計の候補者を承認し、議案として総会に提出する。
4. 運営委員会で承認された会長・副会長・書記・会計の候補者は、総会に於いて承認を得る。
5. 役員の欠員が生じた時は、運営委員会が速やかに補充し、任期は前任者の残任期間とする。
6. 父母会員の会計監査委員については、前年度の会計 2 名のうち 1 名が選出され総会に於いて承認される。
7. この要領を改定するには、総会に於いて出席者の 2 / 3 以上の同意をなければならない。

所沢市PTA連合会総合補償制度の手引き

この補償制度は、PTAの会員と加入小中学校の児童・生徒を対象としてPTA活動中の傷害（疾病は除く、ただし熱中症は対象となります）と、PTA活動に伴う対人・対物賠償事故と、各PTAが第三者から借用した財物（所沢市PTA連合会加入団体及び加入会員からの借用財物は除く）に対して与えた損害についての損害賠償金を給付する総合補償制度です。

1. 加入資格

PTAの会員、加入小中学校児童・生徒。

2. 加入方法

単位PTAにて全員一括加入を決定し、単位PTA会長名でPTA連合会へ申し込みます。PTA連合会事務局がとりまとめをし、連合会会長名で入会手続きをします。

3. 加入負担金

PTA会員一世帯につき年額110円とし、全会員分を一括して単位PTA会長が納付します。（※各PTAの加入負担金は、PTA名簿記載の世帯数に110円を乗じて算出します。）

4. 補償期間・人数の増減に関して

補償期間は、7月1日午後4時から翌年の7月1日午後4時までの1年間です。毎年更新します。加入時の世帯数+教職員数を基本とし、保険期間中の増減に関しては保険料の追徴・返戻は有りません。団体特約として、補償期間中の4月からの新入生も給付の対象となります。また、3月に卒業した児童生徒は給付の対象となりません。

5. 補償見舞金の内容

事故の種別		見舞金と支給区分	
死亡		200万円	
後遺障害		(14級に区分) 200万円～6万円	
傷害医療	入院の場合	1日につき2,500円	入院・通院を合計して180日が限度 通院のみは90日が限度
	通院の場合	1日につき1,500円	
賠償責任	身体	1名 1億円 1事故 2億円限度	身体・財物とも 1事故につき1,000円 は自己負担です。
	財物	1事故 300万円	
	保管物危険	1事故 10万円 補償期間中500万円	

6. 補償見舞金の給付対象

保護者会員・教職員会員・児童・生徒・同時参加の未就学児が給付の対象になります。

補償の内容には、各PTA下部組織（支部）行事に付いても、PTA主催共催行事で有れば補償対象になります。（但し、PTA会長の証明書・主催行事の案内文書のコピーが必要になります。）

独立行政法人日本スポーツ振興センターが対象としている学校管理下の事故は適用になりませんが、学校管理下外のPTA管理下の事故は全て対象になります。

7. 補償見舞金の給付範囲

PTAの管理下において、その活動中に起きた事故に対し会員に給付されます。

《PTAの管理下と活動範囲》は、以下の通りです。

- ① 会員がPTA行事に参加している間に被った傷害を補償します。

※ P T A が主催又は共催した地域行事（お祭り等）に参加した場合

※ P T A 会長名入りで発出された案内文書が必要です。

- ② P T A 行事に参加した場合、指定された場所への集合から解散まで補償されます。指定場所への往復途上については、自宅から指定場所までの最短ルートとし、途中寄り道等した場合は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。
- ③ P T A 役員が予め定められた行事計画を推進するために必要な調査活動、打合せ、準備活動で被った傷害。
- ④ P T A 役員や責任者及び指導者の不注意や管理ミスにより児童・生徒・父母会員・教職員会員・同時参加の未就学児が被った傷害、その他第三者の身体・財物に損害を与えて法律上の賠償責任を負った場合に補償します。
(賠償責任の補償)
- ⑤ 第三者から借用したスポーツ用具や施設などを破損した事によって管理者として法律上の賠償責任を負った場合に補償します。(保管物危険の補償) 《P T A 会員同士の貸借に関しては補償の対象になりません》
- ⑥ 熱中症対策として、夏場の行事では「帽子を必ず着用する」、「通気性の良い服装で参加する」、「汗ふき用のタオルを用意する」など予め注意を呼び掛けるようにして下さい。また、P T A 役員・行事責任者の方の間でも、熱中症について日頃から勉強会を行うなどして、適切な対策・対応を実施できるように心がけて下さい。

椿峰小学校PTA要領改定履歴

- ※ 平成18年5月12日 一部改定
【椿峰小学校PTA慶弔規定】に追記
【役員及び会計監査委員選出規定】の要領化
- ※ 平成19年5月11日 一部改定
【役員及び会計監査委員選出要領】の改定
- ※ 平成25年5月10日 一部改定
【役員及び会計監査委員選出要領】の改定
- ※ 平成26年4月16日 一部変更
PTA総合補償制度の手引きの加入負担金の変更
- ※ 平成29年5月19日 一部改定
【役員及び会計監査委員選出要領】の改定
【運営委員会メンバーの職務免除規定】を追記
- ※ 令和2年6月26日 一部改定・変更
【役員及び会計監査委員・選挙管理委員選出要領】の改定
【運営委員会メンバーの職務免除規定】の改定
PTA総合補償制度の手引きの内容を変更
- ※ 令和3年5月10日
【選挙管理委員選出要領の詳細】の追記
- ※ 令和4年5月13日 一部改定
【役員及び会計監査委員・選挙管理委員選出要領】の1. 2. 役員候補者の選出
内容を変更
- ※ 令和5年5月10日 一部改定
【選挙管理委員】廃止のため、関係する部分を削除
【運営委員会メンバーの職務免除規定】改定し「PTA しおり」に移行